

令和4年度第1回富山県私立学校審議会議事録

1	日	時	令和4年7月21日(木)	10時00分から10時40分まで
2	場	所	富山県民会館 704号室	
3	定	数	12名	
4	出席委員の		10名	
	数及び氏名		今井亜矢子	上田雅裕
			里見治美	島田好美
			前川俊朗	森田喜邦
5	欠席者		井上春枝	中崎健志
6	傍聴人数		1名	

7 諮問事項

- (1) 私立高等学校等の収容定員に係る学則の変更の認可について
- (2) 北陸自動車学校の設置者の変更の認可について
- (3) 富山大原簿記公務員医療専門学校の目的の変更の認可について
- (4) 富山中部自動車学校の設置者の変更の認可について（継続審議）

8 意見を求める事項

- (1) 富山県私立学校審議会運営内規（案）について（継続審議）

9 議事の経過及び結果

- (1) 開会にあたり、事務局から富山県私立学校審議会規程第7条における委員総数12名のうち10名の出席により定足数に達しており、会議が有効に成立したことが報告された。
- (2) 岡本経営管理部長より挨拶があった。
- (3) 富山県私立学校審議会規程第2条の規定により会長選出が行われ、黒崎紫抄代委員・会長代理が議事進行を務め、指名推薦の方法により黒崎委員の推薦があり、全員異議なく賛同し、黒崎委員が会長に選出され、就任の挨拶があった。その後、同規程第9条の規定により黒崎会長が議長となった。
- (4) 富山県私立学校審議会規程第4条により会長職務の代理として、黒崎会長から森田喜邦委員の指定があり、全員異議なく承認し、森田会長代理から挨拶があった。
- (5) 今回の諮問事項が富山県私立学校審議会規程第12条第1号及び第2号に該当しないことから審議会の公開を提案し、委員全員異議なく了承した。
- (6) 議事録署名人の選出について、議長の指名により、島田好美委員、森田喜邦委員が選出された。

- (7) 私立高等学校等の収容定員に係る学則の変更の認可について、資料1、2より事務局から説明があり、次のとおり質疑応答と意見があった。その後、当該議事について利害関係を有する河合委員、須田委員、今井委員を除いた委員全員が異議なく認可を適当とする旨で答申することが承認された。

(須田委員)

今回の収容定員に係る学則変更について、私立中学高等学校協会から話させていただく。令和5年度の私立高校の収容定員については、説明のあったとおりである。

令和5年度の私立高校の入学定員についての枠組みについて、公私立高等学校連絡会議で中学校の卒業予定者数22.6%程度という中で、私学は1,980人という定数のうち私立高校間で意見交換を行い、各学校においてご覧のような数値となっている。

入学定員が増加する学校は今回ないが、前年度を維持する学校が7校ということになる。

収容定員の増減からみると、不二越高校は変更がないので、9校で収容定員が減少しているという状況である。全体的に前年度に比べると、110人減少したことになるので、合計で6千人ということになる。

(議長)

今ほどの説明も含めて何か質問、意見等あるか。

特に意見もないようなので、私立高等学校の収容定員に係る学則変更の認可についてお諮りする。本案件について、認可を適当と認める旨、答申してもよろしいか。

(委員全員 (利害関係者除く))

異議なし。

- (8) 北陸自動車学校の設置者の変更の認可について、資料3により事務局から説明があり、その後、全員異議なく設置者の変更の認可について適当とする旨で、答申することを了承された。

(議長)

設置者の変更ということだが、何か意見等あるか。

特に意見もないようなので、北陸自動車学校の設置者の変更の認可についてお諮りする。本件について、認可を適当と認める旨、答申してもよろしいか。

(委員全員)

異議なし。

- (9) 富山大原簿記公務員医療専門学校の目的の変更の認可について、資料4により事務局から説明があり、その後、全員異議なく目的の変更の認可について適当とする旨で、答申することを了承された。

(議長)

目的の変更ということだが、何か意見等あるか。

特に意見もないようなので、富山大原簿記公務員医療専門学校の目的の変更の認可についてお諮りする。本件について、認可を適当と認める旨、答申してもよろしいか。

(委員全員)

異議なし。

(10) 富山中部自動車学校の設置者の変更の認可(継続審議)について、資料5により事務局から説明があり、質疑応答と意見があった。その後、全員異議なく設置者の変更の認可について適当とする旨で、答申することを了承された。

(前川委員)

前回、いろいろ質問させていただいたが、丁寧に調べていただいた。

この件に関して異議があるわけではないが、県の方から届出事項や認可事項について書類をまとめたものが20年程前に一度冊子として配られたが、その後は配られておらず、今はインターネットで様式を自分で取り出すという形になっている。新しい人は、分からない方がおられると思うので、もう一度、ホームページのどこに載っていてそこから引き出せる、これについては届出が必要ですよということを、やっていただければと思う。

(事務局)

先般の審議会のご意見を踏まえて、県の方でも能動的にアプローチしていく必要があることを認識した。先般、各学校宛に私立学校の関係で届出とか認可事項等の必要なもの、提出時期の目安について示した一覧表をメールでお送りさせていただいた。来年度以降も定期的に案内していくことで、今回の失念するような事態が発生しないようにしていこうと考えている。

(議長)

よろしいか。他に意見、質問はあるか。

特にないようなので、富山中部自動車学校設置者の変更の認可についてお諮りする。本件について、認可を適当と認める旨、答申してもよろしいか。

(委員全員)

異議なし。

(議長)

了承いただいた諮問事項について、会長名で知事へ答申する。答申文案については、会長に一任願いたい。

(11) 意見を伺う事項について、富山県私立学校審議会運営内規(案)(継続審議)について、資料6により事務局から説明があり、質疑応答と意見があった。その後、全員異議なく、提案のとおり了承された。

(議長)

今ほどの説明について、意見、質問等あればお願いしたい。

1点確認するが、前回の内規案では、第2条会議の成立のところに、予測不能な非常事態が発生したとき、あるいは委員からの申し出があった場合ということで規定されていたが、今回は委員からの申し出があった場合というのは、除外されるという取扱いに変更されているということでよいのか。例えば、災害ではないが、委員がたまたま東京に出張のため参加できず、本人が申し出てウェブの形で参加したいと言った場合、認めないということでのよろしいか。

(事務局)

個人的な事情ではなく、災害や感染症等のやむを得ない、参集できない場合であり、原則は対面としている。

(前川委員)

確認だが、会議を招集するときには集団で集まることが不適當、集まらないということを想定された場合にウェブ会議でやるということで、書面はやらないということでのよろしいか。

(事務局)

ウェブ等でもできないとなった場合には、書面開催も考えられる。第4条に記載してある。

(議長)

緊急事態でウェブ会議という手段はあるが、それもできないような状態で、かつ、知事に答申しなければならず、期日が迫っていて開催せざるをえないというようなときは、極めて例外的に書面で意見を聴取するという形でも構わないということなので、書面は本当に周りの環境がかなり切羽詰まっております、その手段しかないときはそれでもよく、開かないことによる弊害の方が大きくなってしまふときと理解しているが。

(前川委員)

書面の会議というのは、事務局から説明も聞けないので、議題による。例えば学校の設置とか廃止という場合、学校の資産の状況とか色々な問題が出てくると思うので、それを書類だけですするのは、いかに締め切りが迫っていたとしても、適當ではないと思う。どのような案件であれば良いのかは、内容によると思う。

(事務局)

学校の設置などは重大な案件だと思っている。そういったものまで書面で済ませようという考えはなく、書面で開催しても差支えない場合ということに限ってのことだと思っている。かなり審議が必要な案件については、書面は行わないということで考えている。

(議長)

重大な案件の性格によっては、日を変更して開催するとか、原則は対面ということなので、対面での開催に最大限努力をする。しかし、どうしても開催しなくては行けないが、割と軽微なものであれば、書面という手段も想定させていただくという受け皿を持っておくというような考えでよいのか。

(事務局)

そのとおりである。

(議長)

他に何か意見等あるか。特にないようなので、富山県私立学校審議会運営内規(案)については、提案のとおりとする。

(12) その他について、全国私立学校審議会連合会令和4年度理事会が書面審議で開催されること、令和4年度全国私立学校審議会連合会中部支部協議会の開催方式についてアンケート集計中であり、開催方式や日程について後日連絡があることの説明があった。

(13) この他、各委員の立場からの現状を踏まえ意見が出された。

(上田委員)

幼稚園が新しい制度で、幼保連携型認定こども園に変わるということが平成27年から増えていっているが、私立学校法のもとでは幼保連携型認定こども園はなく、他の法律に基づいた学校になる。私立学校であることは間違いないので、認可がわかるものがあつたら、私立学校審議会でも報告していただけたらありがたい。社会福祉法人立の幼保連携型認定こども園がどんどんできているが、実はこれも学校である。ここに見えない形で学校がどんどん増えていっているのので、一覧の資料でも定期的にこの審議会に出していただくと、幼稚園関係者としては皆さんにご理解いただけると思っている。意見としてお願いしたい。

(事務局) 参考資料等でお渡しできるか検討させていただく。

(14) 事務局より、今回の審議会の案件がすべて終了した旨を伝え、審議会を終了した。

令和4年7月21日